

所得控除の種類と控除額

各種控除		所得税	町県民税	
基礎控除		380,000円	330,000円	
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	380,000円	330,000円	
	同居特別障害者である配偶者	730,000円	560,000円	
	老人控除対象配偶者	480,000円	380,000円	
	同居特別障害者である老人配偶者	830,000円	610,000円	
扶養控除	一般の扶養親族	380,000円	330,000円	
	同居特別障害者である扶養親族	730,000円	560,000円	
	特定扶養親族	630,000円	450,000円	
	同居特別障害者である特定扶養親族	980,000円	680,000円	
	老人扶養親族	同居老親等	580,000円	450,000円
		同居老親等以外の者	480,000円	380,000円
	同居特別障害者である老人扶養親族	830,000円	610,000円	
同居特別障害者である同居老親等	930,000円	680,000円		
障害者控除	一般の障害者	270,000円	260,000円	
	特別障害者	400,000円	300,000円	
特別寡婦控除		350,000円	300,000円	
寡婦・寡夫・勤労学生控除		270,000円	260,000円	

各種控除	所得税	町県民税
雑損控除	$\{(損害金額 - 保険金等で補てんされる額) - (所得金額の合計額 \times 10\%)\}$ と $\{(差引損失額のうち災害関連支出金額) - 5万円\}$ とのいずれかが多い方の金額	
医療費控除	$(支払った医療費の額 - 保険金等で補てんされる額) -$ $(10万円と「所得金額の合計額の5\%」とのいずれか少ない方の金額)$ (最高限度額200万円)	
社会保険料控除	支払った保険料	
小規模企業共済等掛金控除	支払った第1種共済掛金と心身障害者扶養共済掛金との合計額	
生命保険料控除 個人年金保険料控除	25,000円までは支払った保険料金額 25,000円を超え50,000円までの場合 支払保険料 $\times 1/2 + 12,500$ 円 50,000円を超え100,000円までの場合 支払保険料 $\times 1/4 + 25,000$ 円 100,000円を超える場合 一律に50,000円	15,000円までは支払った保険料金額 15,000円を超え40,000円までの場合 支払保険料 $\times 1/2 + 7,500$ 円 40,000円を超え70,000円までの場合 支払保険料 $\times 1/4 + 17,500$ 円 70,000円を超える場合 一律に35,000円
地震保険料控除	(地震保険料) 支払保険料全額 (最高限度額50,000円) 【経過措置】 平成18年末までに締結した長期損害保険の支払保険料が10,000円を超える場合はその支払保険料 $\times 1/2 + 5,000$ 円 (最高限度額15,000円) 地震保険料と長期損害保険料がある場合はそれぞれの控除額の合計 (最高限度額50,000円)	(地震保険料) 支払保険料 $\times 1/2$ (最高限度額25,000円) 【経過措置】 平成18年末までに締結した長期損害保険の支払保険料が5,000円を超える場合はその支払保険料 $\times 1/2 + 2,500$ 円 (最高限度額10,000円) 地震保険料と長期損害保険料がある場合はそれぞれの控除額の合計 (最高限度額25,000円)
専従者控除	白 配偶者 860,000円 配偶者以外の者 500,000円	
障害・寡婦・寡夫・未成年の非課税範囲	なし	所得 1,250,000円以下
勤労学生控除の対象となる者の範囲	所得 650,000円以下	